

# 戸籍・除籍等交付申請書（郵便請求用）

長 様

		年	月	日
請求者	住所	〒		
	氏名	印	戸籍に記載されている人との関係	
			本人・夫・妻・父母・祖父母・子・孫 その他（ ）	
電話番号（昼間連絡のつくところ）		—	—	

その他の場合は委任状や疎明資料が必要な場合がありますので本籍地の役場にお問い合わせください。←

必要な証明書	本籍			
	筆頭者氏名 (戸籍の最初に書かれている方)		明・大・昭・平 年 月 日生	
		謄本 (全部事項証明)	抄本 (個人事項証明)	作成してほしい人の氏名  明・大・昭・平・令 年 月 日生
	戸籍	通	通	
	除籍	通	通	
	改製原戸籍	通	通	
	附票	通	通	
	身分証明書		通	
	本人以外が身分証明書を申請するときは委任状が必要です。			
その他の証明	通			

使用目的など	<input type="checkbox"/> 戸籍届（婚姻、離婚など）	<input type="checkbox"/> パスポートの申請
	<input type="checkbox"/> 相続（例：死亡した父〇〇の出生から婚姻までの戸籍 各2通）	
	<input type="checkbox"/> その他	

- 裏面記載のものを同封してください。
- 送付先は、申請者現住所に限られます。（戸籍法施行規則11条の2第5項）
- 送付手段は、郵便もしくは信書便に限られます。（戸籍法施行規則11条）
- プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。
- 偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）

## 【1】 請求者の**本人確認資料**（戸籍法施行規則11条の2に規定されている書類のコピー）

※現在住所・本籍が申請先市区町村ではない方が申請する場合で、現在住所が印字されていない書類を使用する場合、別途住民票写しを添付して下さい。

下記①のみ、②のみ、②+③のいずれか組み合わせの写しを同封して下さい。

### ① 1点で確認できるもの

- ・個人番号カード※顔写真があるもの
- ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住基カード(写真付)
- ・船員手帳・身体障害者手帳 ・無線従事者免許証 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証
- ・耐空検査員の証 ・運行管理者技能検定合格証明書 ・教員資格認定証
- ・動力車操縦者運転免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・電気工事士免状
- ・運転経歴証明書(H24.4.1以降交付されたものに限る)・療育手帳
- ・特殊電気工事資格者認定証 ・認定電気工事従事者認定証 ・戦傷病者手帳
- ・警備業法第23条4項に規定する合格証明書

### ② 戸籍謄本等の郵送請求の場合のみ1点で確認できるもの(窓口での請求では2点必要)

- ・健康保険証 ・年金手帳 ・共済年金若しくは恩給の証書
- ・印鑑登録証明書(登録印を戸籍申請書に押印している場合に限る)

### ③ ②とあわせて使うことで、2点確認の1点として使えるもの

(②+②→○、②+③→○、③+③→×)

- ・法人が発行した身分証明証(顔写真付) ・学生証
- ・①のもの以外の国、地方公共団体の機関が発行した資格証明(顔写真付)

※上記①～③以外のもは、本人確認資料としてご利用いただくことはできません。

## 【2】 手数料

郵便局の**定額小為替**をご利用ください。現金の場合は現金書留でお送りください。

戸籍謄本(抄本) 1通 450円

除籍・改製原戸籍 謄本(抄本) 1通 750円

※その他の証明書については市区町村により手数料が異なりますので、本籍地の役所にお問い合わせください。

## 【3】 切手を貼った**返信用封筒** ※送付先の住所、氏名をご記入ください。

- ・通常84円ですが、封筒の大きさや重さ(通数)の関係で94円、140円になる場合があるので、その際は多めに切手を貼ってください。
- ・お急ぎの場合、速達料金分の切手を追加で貼り赤字で速達と記載して下さい。

## 【4】 **疎明資料**(申請者本人・申請者の子の戸籍を申請する場合は不要)

- ・配偶者もしくは直系親族として申請する場合は、それを証明する戸籍の写し(申請先役所で、申請者と交付対象者の関係が確認出来る場合は不要)
- ・相続、裁判等で使用するために必要な場合は、それを証明する資料の写し(必要とする資料について、事前に申請先役所にご相談下さい。)